

配当割額、株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した方で、道府県民税配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収されている場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除し、控除することができなかった金額があれば、その金額を充当又は還付します。